

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(収支報告書の保存) 第10条 [略]</p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記]</p>	<p>(収支報告書の保存及び閲覧) 第10条 [略]</p> <p>2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</p> <p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、<u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)第6条第1項各号に規定する情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。</u></p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

項目	内容
[略]	
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
[略]	
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

項目	内容
[略]	
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
[略]	
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動のために要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

[改正前 別記]

別表第2(第6条関係)

項目	内容
[略]	
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
[略]	
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

[改正後 別記]

別表第2(第6条関係)

項目	内容
[略]	
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
[略]	
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
要請・陳情活動費	議員が行う要請及び陳情活動のために要する経費
その他の経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費

第2条 那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、<u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)第6条第1項各号に規定する情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。</u></p>	<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、<u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第7条第1項の非公開情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。</u></p>
<p>備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例中、第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第2項及び第3項の規定は、平成26年度以後に交付される政務活動費について適用し、平成25年度までに交付された政務活動費については適用しない。